

令和3年度決算に係る

定期監査資料

令和4年5月

西部総合事務所 県民福祉局

目 次

1	前年度指商事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指商事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指商事項に対する処理状況	1頁
3	職員の定員、現員調べ	1頁
4	役付職員の調べ	2頁
5	主な事業に関する調べ	4頁
6	現金の取扱い状況	13頁
	(1) 現金取扱い状況	
	(2) つり銭の状況	
7	財産に関する調べ	13頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
8	財産の貸付及び使用許可調べ	17頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
9	借受不動産明細調べ	21頁
10	職員駐車場の管理状況調べ	21頁
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
11	寄附物件の受納状況調べ	21頁
12	備品の処分状況調べ	21頁
13	合同庁舎に入居している団体等の調べ	22頁
14	主な事務事業の実施状況	23頁
	(1) 管内地方機関及び市町村との連携	
	(2) 広聴、広報等	
	(3) NPO、ボランティアとの協働	
	(4) 国際交流の推進	
	(5) 地域振興	
	(6) 商工業の振興等	
	(7) 危機管理の対応	
	(8) その他	
15	介護福祉・介護サービス事業の状況	29頁
	(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 介護福祉・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
16	障害福祉サービス事業等の提供	30頁
	(1) 指定障害者福祉サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況	
	(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等の状況	
	(4) 指定障害児通所支援事業社党に対する指導監査の状況	
17	DV・ひきこもり等に関する相談状況	32頁
18	障がい者福祉の状況	32頁
	(1) 身体障がい者福祉の状況	
	(2) 知的障がい者福祉の状況	
	(3) 精神障がい者福祉の状況	
19	児童福祉の状況	33頁
	(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
	(2) 届出保育施設に対する指導監査の状況	
	(3) 母子世帯の施設入所状況	
20	母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況	35頁
	(1) 母子・父子自立支援員活動状況	
	(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
	(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	

	(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
21	生活保護業務	38頁
	(1) 保護申請等の状況	
	(2) 保護の状況	
22	社会福祉施設に対する指導監査の状況	40頁
23	身体障がい者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	40頁
24	身体障がい者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	41頁
25	知的障がい者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	41頁
26	知的障がい者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	41頁
○	意見、要望等	41頁

1 前年度指辞事項等に対する措置等

(1) 指辞事項
該当なし

(2) 監査意見
該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指辞事項（口頭指辞を含む。）に対する処理状況
該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和4年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備 考
	当該 年度	3.4.1 現 在	当該 年度	3.4.1 現 在	当該 年度	3.4.1 現 在	当 該 年 度	3.4.1 現 在	
定 員	3 2	3 2	1 7	1 9	2	2	5 1	5 3	
現 員	(2) 3 6	(1) 3 5	(0) 1 7	(0) 1 9	(0) 2	(0) 2	(2) 5 5	(1) 5 6	派遣（米子市） 育児休業
過不足(△)	4	3	0	0	0	0	4	3	派遣（主事1名） 育児休業（主事1名） 過員配置（主事2名）
臨 時 的 任 用 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会 計 年 度 任 用 職 員	2 2	2 2	1 0	1 2	2	1	3 4	3 5	事務12 人権相談員1 国際交流員1 米子交通事故相談所 相談員1 電気技師1 機械技師1 ワークセンター2 母子父子自立支援員1 母子父子寡婦福祉資金 償還協力員2 就労支援専門員2 農福連携推進 コーディネーター1 心と女性の相談員1 嘱託医師8

4 役付職員の調べ

(令和4年4月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	吉村 文宏	2		
局長	(兼) 佐々木 俊二		0	中山間地域振興チーム長 米子交通事故相談所長
副局長兼西部振興課長	(兼) 仲田 雅彦		0	中山間地域振興チーム サブチーム長
副局長兼共生社会推進課長	(兼) 安田 敦		0	西部福祉事務所所長 西部総合事務所米子保健所 副所長 西部身体障害者更生相談所所長 西部知的障害者更生相談所所長 婦人相談所次長
参事 (産業廃棄物処分場担当)	角井 学		0	
参事 (原子力防災等連携担当)	松本 澄之	2		
西部振興課課長補佐	松原 誠	1		通算3年
西部観光商工課長	木村 公亮	1		通算1年10月
課長補佐	丸山 和彦	2		
課長補佐	石原 恵一	4		
総務室長	(兼) 藤井 理恵		0	出納員 西部県税事務所参事 米子児童相談所参事
課長補佐	(兼) 本池 亜弓	1		西部県税事務所課長補佐 米子児童相談所課長補佐 通算4年9月
中山間地域振興チーム リーダー	山根 淳		0	
課長補佐	柳樂 幸一	1		通算2年
共生社会推進課	(兼) 部谷 一信	1		西部福祉事務所課長補佐

課長補佐				西部総合事務所米子保健所 課長補佐 通算 2 年
課長補佐	(兼) 川田 裕子	1		西部福祉事務所課長補佐 西部総合事務所米子保健所 課長補佐 通算 4 年
地域福祉課長	(兼) 福光 康文		0	婦人相談所参事 西部福祉事務所参事 西部総合事務所米子保健所参事
課長補佐	(兼) 妹尾 充美		0	西部福祉事務所課長補佐 西部総合事務所米子保健所 課長補佐
課長補佐	(兼) 小泉 浩二	1		婦人相談所課長補佐 西部福祉事務所課長補佐 西部総合事務所米子保健所 課長補佐

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
原子力防災への取組	0				
将来ビジョン	3 守る 豊かな恵み・生活を守り、次代につなぐ (6) 災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上				
令和新時代創生戦略	大項目 3. 幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ 中項目 (3) まちづくり 小項目 ③ 強靱な防災基盤の構築 SDGsゴール ⑪都市				
政策項目	「安心新時代づくり」 安全を第一義とし周辺地域の意見を踏まえた原発対応				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>島根原子力発電所から30km圏域(UPZ※)を所管区域に持つ西部総合事務所の地域特性に鑑み、原子力災害時の対応を効果的に行うための取組を行った。</p> <p>※ UPZ：原子力施設から概ね半径30kmの範囲を目安として定められた緊急時防護措置を準備する区域</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>○原子力防災訓練の実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行の状況を鑑み、避難対応の能力の練度維持に必要な訓練に限定して実施した。なお、鳥取・島根両県及び関係市、関係機関等との合同訓練の位置づけで、現地本部運用訓練等の実施を計画していたが、西部総合事務所としては管内の新型コロナウイルス感染症への対応に注力する必要があったため、参加を見送りとすることにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月21日(土) 避難退域時検査訓練 (訓練全体参加者 約20名) ・2月2日(水) 現地災害対策本部の運営訓練等 (訓練全体参加者 約50名 [西部総合除く]) <p>※ 前年の令和2年度は関係防災機関等を含み約450名が参加。</p> <p>避難退域時検査訓練では、UPZにおいて住民の屋内退避及び一部地区に一時移転が指示された状況下を想定し、避難車両及び避難住民を見立て、避難退域時検査(車両検査、住民検査)の実施体制や手順の確認等を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行中での訓練であるため、密を避け、必要最小限の人員での訓練とするなど、感染症防止対策の徹底を図る訓練を計画した。</p> <p>○原子力防災研修への参加</p> <p>専門的知識修得のため内閣府主催等の各種研修会に関係職員が参加した。(原子力防災要員研修等)</p> <p>○情報収集のため原子力防災対策に関する各種会議(原子力安全顧問会議等)に参加</p> <p>テレビ会議又はWeb会議により参加した。</p> <p>イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災訓練は新型コロナウイルス感染症流行中に実施する訓練であり、感染拡大防止のため、事前の訓練打ち合わせ等も含め、オンラインや必要最低限での人員参加により、非接触型での対応に努めた。 ・当年度の訓練は、これまで行っていなかった積雪期における対応の確認や検証を行うこととし、避難経路の優先除雪の要請や事態進展に応じた積雪期の対応手順をシミュレーションしながらの訓練を計画した。 <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症流行中での原子力防災訓練の実施により、多くの教訓を得ることができた。特に安全管理面と感染防止対策の徹底が求められるため、それらを考慮した避難手順等の確認など、課題や事態対応へのスキルの向上が得られた。 ・原子力防災研修の受講では、参加を通じて職員への原子力防災知識の普及、啓発、人材育成を進めることができた。 					

エ 課題

- ・原子力防災訓練を毎年継続実施しているが、限られた人員を踏まえ、より現実的な訓練を実施していくことにより、地域防災計画の実効性向上や西部総合事務所の防災体制、迅速な初動対応の向上に努めていくことが必要。
- ・原子力災害時に職員として対応にあたるには、ある程度の知識が必要になるため、理解度を高め、情報収集への機能強化を更に図るなど、訓練、研修等による人材育成の強化に継続的に取り組む。
更に、中国電力との島根原子力発電所に係る安全協定改定に伴い、西部総合事務所からも立ち入り調査等に関わることが想定されることから、より専門性を高め、鳥取県として主体的に調査を行っていけるよう、研修等により、職員の能力向上に努めていくことが必要。

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
鳥取県西部総合事務所・米子市役所 糺町庁舎整備等事業	374,405		127,000		247,405
将来ビジョン	—				
令和新時代創生戦略	—				
政策項目	—				
(概要)					
ア 目的及び事業の実施状況					
(ア) 目的					
<p>老朽化した西部総合事務所福祉保健局(米子市東福原)の西部総合事務所敷地内(同市糺町)への移転および、米子市役所糺町庁舎整備に伴う新棟庁舎整備について、整備・運営を効率的かつ効果的に実施するため、民間活力やノウハウを活用するPFI手法で実施する。</p> <p>糺町内の新庁舎には県の県土整備局、環境建築局及び米子市の都市整備部が入居する一方、米子市役所には西部県税事務所が移転することにより、県・市の類似部局(税務・建設・建築)を相互に近接配置することで、来庁者の利便性向上を図るよう「西部総合事務所新棟整備にかかる県・米子市検討協議会」を設置し、各部会で業務連携について検討する。</p>					
<p>㊦事業方式 PFI(BTO(Build-Transfer-Operate))方式およびRO方式(Rehabilitate-Operate)</p> <p>※BTO:庁舎完成後に所有権を移転し、維持管理実施</p> <p>※RO:既存施設を改修後、維持管理実施</p> <p>鳥取県および米子市の共同事業とし、特定事業目的会社である「がいなSSJパートナーズ(株)」と令和3年3月26日付で正式契約した。</p>					
<p>㊧事業期間 令和3年3月26日から令和15年3月31日(設計・建設期間+維持運営期間10年)</p>					
<p>㊨業務範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備業務(設計・建設業務等) ・維持管理業務(建物の保守管理、修繕、清掃、警備) 					
<p>㊩施設整備の概要</p> <p>所在地 米子市糺町1丁目160番地他</p> <p>所有者 鳥取県</p> <p>敷地面積 約20,500平方メートル</p> <p>新築する建物規模 3,600平方メートル程度</p> <p>既存建物の改修 西部総合事務所本館及び新館</p>					
(イ) 事業の実施状況					
<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地内の旧米子警察庁舎を解体した。(令和3年11月) ・基本設計及び実施設計について、がいなSSJパートナーズ(株)の設計JVほか関係機関と協議を行い、予定通り令和3年度内に完了した。 					
イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点					
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)の規定に基づき、県内福祉団体との意見交換会を2回開催し、意見内容を設計に反映させた。また、地元自治会への事業説明のほか、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく景観評価を行った。 ・「西部総合事務所新棟整備にかかる県・米子市検討協議会」の建設部会(土木)、建築部会(住宅・建築)、税務部会毎に県・米子市間の業務連携内容にかかる協議を重ね、業務のあり方見直しにかかる検討を行った。 					
ウ 成果及び効果(※必ず記入すること。)					
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体との意見交換会での要望に加え、令和4年10月1日に施行される鳥取県福祉のまちづくり条例の改正内容を踏まえ、よりバリアフリーに配慮が行き届いた庁舎の実現を図るべく、全階に多目的トイレを配置するほか、各種誘導設備を整備するなど設計内容に反映することとした。 ・県・米子市間の業務連携について、住民の利便性向上や業務効率化の観点で、例えば県・米子市が所管する税や施設管理等にかかるワンストップ相談体制を構築することなど、具体的な調整を進めている。 					
エ 課題(※必ず記入すること。)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアによるウクライナ侵攻や為替変動などに起因する国際経済変動に伴い、建築資材価格が急激に高騰 					

していることから、円滑な事業執行を可能とすべく対応が必要。

- ・各種財産管理・使用（土地・建物）にかかる取扱いについて、当事者たる県と米子市間で具体的なルール設定等調整を図ることが必要。
- ・令和5年10月に予定されている新棟庁舎の供用開始に向け、県と米子市の関係部局が近接配置されることを活かしつつ住民の利便性向上や業務効率化を最大限に発揮するために、県・米子市間の機能連携策について、さらなる検討が必要。

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
中山間地域振興事業					
将来ビジョン	2つなげる 力をつなげ、結集して、持続可能で魅力あふれる地域を創る (3) 住民が安全・安心に暮らし続けられる中山間地域が形成				
令和新時代創生戦略	2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む～鳥取+住む～ (3) 支え愛 ①絆を活かした中山間地域・まちなか振興 SDGsゴール 11 住み続けられるまちづくりを				
政策項目	ふるさと新時代づくり ①市町村・企業・NPO・地域等と連携し小さな拠点・ジビエ・農泊など地方創生を展開				
(概要)					
ア 目的及び事業の実施状況					
(ア) 目的					
<ul style="list-style-type: none"> 「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」に基づき、中山間地域に暮らす人々が安心して生活を営むとともに、貴重な資源や公益的機能等を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民等の多様な主体が地域住民と協働し、中山間地域の振興を図る。 					
(イ) 事業の実施状況					
<ul style="list-style-type: none"> 市町村及びとっとり県民活動活性化センター等関係団体と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていく仕組みづくりとして「小さな拠点づくり」を進めた。 高齢者等の移動困難者対策となる地域住民による移動支援の仕組みづくりについて、外部委託している専門家を活用し、地域での話し合いによる意思形成・コミュニティ形成に向けた伴走支援を行った。また、管内の住民主体で地域の移動支援を行う各団体に対して、一般社団法人日本カーシェアリング協会が主催する研修会やオンライン交流会に参加することを支援するとともに、ゆるやかに繋がり情報共有と交流が行える県内連携ネットワークの構築・参加を働きかけた。 住民主体の地域づくり活動を支援する職員（県及び市町村職員、集落支援員、社会福祉協議会職員、公民館職員等）を対象に、支援の考え方や具体的な進め方について研修会を開催した。 					
イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点					
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染防止に配慮したコミュニケーション手段として、オンライン（ZOOM・Webex等）での会議や話し合いを積極的に取り入れ、地域の活動やコミュニケーションが停滞しないよう使い方の支援や体験機会の創出に努めた。 					
ウ 成果及び効果					
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度において、新たに1地区、小さな拠点としてカウントした。 					
県総合戦略（R2～R6）：県内形成目標45カ所の内西部地区17カ所に対し15カ所カウント					
市町村	地区	運営組織	概要	年月日	
大山町	所子	大山の里所子	交流サロンの開設 施設改修 等	R4. 3. 31	
<ul style="list-style-type: none"> 新たに大山町大山地区でコミュニティ・カーシェアリングの本格運行が始まった。（令和3年6月） 地域の移動支援に取り組む県内連携ネットワーク「外出支援井戸端会議（通称：ソトバタ）」が設立された。（令和3年12月22日：県内7団体 内西部管内3団体） 「地域づくり研修会」の開催により、共助の取組への支援の考え方や進め方が理解され、参加者同士の繋がりも生まれた。（令和3年2月14日：43名参加） 					
エ 課題					
<ul style="list-style-type: none"> 住民が主体的に取り組む共助の地域づくりを進めるにあたり、活動を実践する人材のほか、この課程をサポートするファシリテータ的人材の育成（地域課題の拾い上げや伴走の仕方）が課題で、その養成のために支援する側の研修等を進めており、継続した人材育成の取組が必要である。 withコロナの地域づくりとして、地域の活動やコミュニケーションが停滞しないよう配慮し支援することが課題で、IT活用によるリモートでの話し合いの手法においては、インターネット環境の整備やその使い方（特に高齢者への）の支援等について工夫していく必要がある。 					

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
とっとりスタイルエコツーリズム (アウトドアツーリズム)普及推進 事業	13,020				13,020
将来ビジョン	1(5)国内外の旅行者が増加するとともに、多様な分野の海外交流が進展				
令和新時代創生戦略	大項目：豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる 鳥取+Ism 中項目：観光資源の磨き上げ、体験メニューの充実、受け入れ環境の整備等 小項目：「白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース」やとっとり横断ルートを活用した観光誘客				
政策項目	-				
(概要)					
ア 目的及び事業の実施状況					
(ア)目的 大山中海圏域の豊かな自然環境の中で、安全、安心、快適にサイクリングを楽しむための環境整備を進めるとともに、観光客の増加・県内観光業の活性化を図るため、海と山を一体に楽しむことのできる当地の特徴を象徴するスポーツイベントに対する支援を行う。					
(イ)事業の実施状況					
○サイクリング環境整備事業(9,785千円)					
事業名	内容				
弓ヶ浜サイクリングコース等の維持管理(6,050千円)	良好な走行環境を確保するため、皆生海岸ルート、夢みなと工区及び日野川周回コースの維持管理を行うとともに、安全な歩行にかかる注意喚起のための看板等を設置した。				
弓ヶ浜サイクリングコース路面改修(3,305千円)	皆生海岸ルートの荒れた路面の改修を行った。				
弓ヶ浜サイクリングコース利用者数調査(230千円)	弓ヶ浜サイクリングコースの利用者数を把握するための調査を行った。				
弓ヶ浜サイクリングコース活用イベント支援(200千円)	サイクリングコースを活用した沿線地域の振興に資する取組(イベント)に対して大山山麓・日野川流域観光推進協議会を通じて支援を行った。(2件) 補助率：県1/2、米子市1/4、境港市1/4				
○スポーツイベント開催支援事業(3,235千円)					
区分	実施概要				
第40回全日本トライアスロン皆生大会 補助率：定額 補助額：2,800千円	新型コロナウイルス感染防止のため、大会は延期したが、着手していた事業の経費を支援した。 また大会中止により、TOTOの助成金が得られなくなったため、例年の補助額を超えて支援した。				
皆生・大山 SEA TO SUMMIT 2021 補助率：定額 補助額：435千円	新型コロナウイルス感染防止のため、大会は中止したが、着手していた事業の経費について支援した。				
中海オープン ウォータースイム 補助率：定額 補助額：0千円	新型コロナウイルス感染防止のため、開催中止となった。				
イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点					
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度9月補正の「弓ヶ浜サイクリングコース観光振興事業」以降の3ヶ年計画に基づき、路面改修(2,707千円+当事業からの流用598千円)を行うとともに、や維持管理費や注意喚起等の看板を設置(200千円)することにより、コースの安全対策、走行環境改善などに取り組んだ。 コースの利用促進を図るため、コースを活用したイベント等を支援することや環境美化活動への支援によりコースの認知度向上やコースへの愛着を高めることに取り組んだ。 					

ウ 成果及び効果（※必ず記入すること。）

- ・「白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース」の全線開通により、知名度も高まり、サイクリングやジョギング、散歩を楽しむ方が増えている。
- ・国内外のサイクリストから大山や日本海の眺望、自然環境の素晴らしさについて高い評価を受けている。
- ・弓ヶ浜サイクリングコースを含む鳥取県を横断する「鳥取うみなみロード」も開通し、全県をサイクリングできる環境が整いつつあり、国のナショナルサイクルルート指定に向けての取組みが始まった。
- ・旅行会社からも注目を集め、サイクリングを活用した旅行商品造成も始まった。

エ 課題（※必ず記入すること。）

- ・サイクリングコースやアウトドアスポーツの適地としての認知度向上を図り、スポーツイベントの開催によるコースの利用促進により、地域経済の活性化に寄与する。
- ・「白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース」の利活用の促進や地域住民の関心・愛着を高める動きを促進させ、コースの維持管理費の軽減につなげる。
- ・利用者の増加とともに、交通ルール、マナーを守らない利用者も見受けられようになり、交通ルールの順守やマナー向上のための啓蒙が必要。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳							
		国庫支出金	起債	その他	一般財源				
生活保護総括支援									
将来ビジョン									
令和新時代創生戦略									
政策項目									
(概要)									
ア 目的及び事業の実施状況									
(ア) 目的									
○生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、最低限度の生活を保障する制度で福祉事務所が未設置の大山町（県内で他に三朝町のみ）を当局が管轄して生活保護受給者に対する自立支援を実施している。									
○一方、生活困窮者支援制度については、「生活困窮者自立支援法」に基づき、大山町における生活困窮者自立支援事業の充実・強化と西部圏域の関係機関との広域的な連携を図っている。									
(イ) 事業の実施状況									
①生活保護受給者									
○大山町の現状									
・令和3年度平均で、生活保護受給者は85世帯、98人。新型コロナウイルス感染症の影響は限定的で、保護世帯数・人員数に大きな変動はない。世帯類型は高齢者世帯が7割以上を占めている。									
	保護世帯数(世帯)			保護人員(人)			保護率(%)		
区分	元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度
大山町	87	86	85	105	99	98	0.67	0.65	0.63
(注1) 厚生労働省「被保護者調査」									
○大山町への支援									
・就労可能な人には就労支援を行い、すぐに就労することが難しい場合は、その人にあった作業やボランティア体験を提供しながら、一般就労に向けた支援を実施した。									
・病気療養中や障がいがある人などは、その人の抱える課題等の解決を目指して、家庭訪問等により生活が安定し、自立できるように支援を行った。									
○福祉事務所設置町村への支援									
・業務支援として個別のケース支援及びケース診断会議に参加し技術的助言を行った。 （*令和3年度：個別のケース支援74件、ケース診断会議への参加31件）									
・例年4月から毎月開催している「生活保護業務研究会」は、新型コロナの影響のため7月からの開催とし、生活保護担当者の資質の向上を図った。									
<福祉事務所設置町村への支援状況（令和3年度実績）> (件)									
支援方法 町村名	WO設置 年度	新規相談	費用 返還	医療 介護	事務処理・ 勉強会等	合計			
日野町	24	2	2	1	4	9			
日南町	22	2	4	1	3	10			
江府町	22	0	0	0	0	0			
南部町	23	14	8	3	9	34			
伯耆町	23	3	5	0	13	21			
日吉津村	22	0	0	0	0	0			
合計		21	19	5	29	74			

②生活困窮者

○大山町への支援

- ・大山町社会福祉協議会が相談窓口（自立相談支援機関）となり、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、「生活困窮者自立支援事業」を実施した。

<生活困窮者自立支援事業（県委託）の実施状況（令和3年度実績）>

事業名		実施状況
必須	自立相談支援事業	相談者 57 名、プラン作成件数 4 件
任意	就労準備支援事業	支援を行った者 7 名（さくらカフェ）
〃	子どもの学習支援事業	支援を行った者 3 名
必須	住居確保給付金	0 人（県（西部福祉事務所）が直営で実施）
任意	家計改善支援事業	支援を行った者 3 名

<当局の役割>

- ・生活困窮者が自立するためのプラン作成時に指導、助言、確認を行った。
- ・就労支援専門員が毎週 1 回定期的に実施される「さくらカフェ」に参加し、支援対象者に対する生活指導やアセスメントを実施した。
- ・大山町、大山町社会福祉協議会との連絡会（年 4 回）に参加し、情報を共有し、連携強化を図った。

○福祉事務所設置町村への支援

- ・ワーカーズコープが開拓した協力事業所（西部管内：101 事業所）で、就労体験が実施できるようになっている。

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・居場所支援と就労支援が混在し、プログラム内容として対象があいまいとなっていた「さくらカフェ」について見直しを図り、令和4年度に向けて就労支援に特化した新しい支援プログラム（名称を「一步一步」に改称）を作成した。

ウ 成果及び効果

<大山町における就労支援の状況（令和3年度）>

区分	保護受給者数	うち稼働年齢層	支援対象者数	就労決定者	うち保護廃止者
保護受給者	98人	26人	8人	3人	0人
生活困窮者	—	—	4人	2人	—

※上記の就労支援対象者以外の就労意欲の低い者、障がい等が疑われる者等に対しては、ケースワーカーが訪問・面接による意欲喚起、病状確認、障がい施策へのつなぎ、障害年金の受給支援等を実施

- ・長所を伸ばすように指導したことで、他者との適切な人間関係が築けるようになり役場や郵便局などで長期的に就労することができた。
- ・町村福祉事務所に支援することにより、各福祉事務所の実施水準が維持できており、西部圏域における生活保護受給者の処遇に格差が生じないようにしている。

エ 課題

- ① 令和3年度は、前年度に引き続き新型コロナの影響でケースワーカーの訪問を制約せざるを得なかったため、本来対面が望ましい生活状況の把握は、本人や施設等からの電話聞き取りが中心となった。
- ②各町村圏域での支援機関等が相互に連携する仕組みが十分に構築できていないので、包括的な支援が継続的に行えるよう本庁等と連携してその体制整備を後押しする。
- ③いわゆるコロナ禍の長期化により、生活困窮者の支援ニーズが量的に増加・多様化しているほか、コロナ禍に生活福祉資金の貸付を受けた者の償還も今後随時始まってくることから、大山町社会福祉協議会との連携を密にし、支援が必要な生活困窮者については、大山町社会福祉協議会が実施している生活困窮者の新しい支援プログラムへの参加等につなげるとともに、生活保護が必要になった者については適切に当所へつなげてもらうなど、その方の状況に応じた寄り添い型の支援を実施していく。

6 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況

(令和4年3月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備考
物品売払収入	39,200	24	刊行物、シール、ピンバッジ
雑入	8,430	136	コピー代金、特殊簡易公衆電話手数料
雑入	30	1	情報開示資料複写料(東福原)
雑入	420	10	複写代金(東福原)
合計	48,080	171	

(2) つり銭の状況

(令和4年3月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	
			30,000円

7 財産に関する調べ

(1) 公有財産

ア 土地

(令和4年1月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況					差引		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)		価額(円)
行政財産	西部総合事務所	米子市糺町一丁目160ほか38筆	20,787.02	不明	増						20,787.02	不明	
計			20,787.02	不明							20,787.02	不明	
普通財産			0	0	増						0	0	
計			0	0							0	0	
合計			20,787.02	不明							20,787.02	不明	

イ 建物

(令和4年1月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						差引		備考
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記年月日	面積 (㎡)	価額 (円)	
行政財産	西部総合事務所本館	米子市糺町一丁目160	3,435.72	366,396,710	増	R				R	3,435.72	366,396,710	
					減	R				R			
	西部総合事務所新館A棟	米子市糺町一丁目160	1,502.87	443,947,650	増	R				R	1,502.87	443,947,650	
					減	R				R			
	西部総合事務所新館B棟	米子市糺町一丁目160	595.65	83,986,495	増	R				R	595.65	83,986,495	
					減	R				R			
	車庫及び講堂棟	米子市糺町一丁目160	1,565.47	69,203,400	増	R				R	1,565.47	69,203,400	
					減	R				R			

14

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						差引		備考
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記年月日	面積 (㎡)	価額 (円)	
行政財産	特殊車両車庫	米子市糺町一丁目160	163.05	不明	増	R				R	163.05	不明	
					減	R				R			
	試験室	米子市糺町一丁目160	105.88	12,050,000	増	R				R	105.88	12,050,000	
					減	R				R			
	渡り廊下	米子市糺町一丁目160	52.20	7,539,750	増	R				R	52.20	7,539,750	
					減	R				R			
	警備員詰所	米子市糺町一丁目160	4.55	546,705	増	R				R	4.55	546,705	
					減	R				R			
	外来者自転車置場	米子市糺町一丁目160	13.52	1,602,857	増	R				R	13.52	1,602,857	
					減	R				R			
	西部総合事	米子市糺町	2,512.38	118,665,000	増	R				R	0	0	

	務所倉庫 1	一丁目160			減	R3.4.22	△2,512.38	△118,665,000	普通財産へ	R			
	西部総合事務所倉庫(庁舎管理)	米子市糺町一丁目160	13.33	450,000	増	R				R	13.33	450,000	
					減	R				R			
	西部総合事務所熱源機器機械室	米子市糺町一丁目160	291.91	82,137,300	増	R				R	291.91	82,137,300	
					減	R				R			
	西部総合事務新館E.V棟	米子市糺町一丁目160	81.93	42,071,400	増	R				R	81.93	42,071,400	
					減	R				R			
	西部総合事務車いす用駐車場	米子市糺町一丁目160	27.45	3,841,950	増	R				R	27.45	3,841,950	
					減	R				R			
計			10,365.91	1,232,439,217			△2,512.38	△118,665,000			7,853.53	1,113,774,217	

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況					差引		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)		価額(円)
普通財産	西部総合事務所倉庫 1	米子市糺町一丁目160	0	0	増	R3.4.22	2,512.38	118,665,000	行政財産から	R	0	0	
					減	R3.12.10	△2,512.38	△118,665,000	解体	R			
計			0	0			0	0			0	0	
合計			10,365.91	1,232,439,217			△2,512.38	△118,665,000			7,853.53	1,113,774,217	

ウ 山林

該当なし

エ 動産(船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機)

該当なし

オ 物権

該当なし

カ 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）

該当なし

キ 有価証券

該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和4年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
220枚	20枚	8枚	232枚 (粧町)
		14,680円	
—	50枚	22枚	28枚 (東福原)
		52,790円	

8 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

(令和4年1月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先住所氏名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
行政財産	駐車場	米子市糀町1-160	11.52	R3.3.10	H27.3.24	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市糀町1-160 鳥取県職員連合労働組合西部支部	文書ID: 20-00301150
	駐車場	米子市糀町1-160	11.52	R3.3.10	H27.3.24	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市糀町1-160 鳥取県西部町村会	文書ID: 20-00301150
	駐車場	米子市糀町1-160	34.56	R3.3.10	S45.5.2	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市糀町1-160 米川土地改良区	文書ID: 20-00301150
	駐車場	米子市糀町1-160	69.12	R3.3.10	S38.5.15	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 2,341	54,623	鳥取市千代水4-37 鳥取県土地改良事業団体連合会	文書ID: 20-00301150
	駐車場	米子市糀町1-160	23.04	R3.3.10	S45.6.2	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 2,341	28,092	鳥取市東町1-271 (財)鳥取県農業農村担い手育成機構	文書ID: 20-00301150
	駐車場	米子市糀町1-160	11.52	R3.3.10	S44.4.1	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 2,341	9,364	鳥取市田園町4-207 鳥取県住宅供給公社	文書ID: 20-00301150
	駐車場	米子市糀町1-160	11.52	R3.3.10	H27.3.24	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 2,341	9,364	倉吉市山根557-1 (財)とっとり県民活動活性化センター	文書ID: 20-00301150
	駐車場	米子市糀町1-160	33.75	R3.3.10	H27.3.13	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市皆生温泉2-2-8 特定非営利活動法人あかり広場	文書ID: 20-00301150
行政財産	避難標識設置	米子市糀町1-160	0.95	R3.3.3	不明	R3.4.1 ~R8.3.31	月額・年額	0	米子市加茂町1-1 米子市	文書ID: 20-00292216
	彫刻設置	米子市糀町1-160	7.0	R3.3.3	H18.8.7	R3.4.1 ~R8.3.31	月額・年額	0	米子市加茂町1-1 米子市	文書ID: 20-00292216

選挙広報	米子市糺町1-160	1.82	R3.9.9	R3.9.9	R3.9.15 ~R3.12.3	月額・年額	0	米子市加茂町1-1 米子市選挙管理委員会	文書ID: 21-00139686
与謝野晶子 歌碑	大山町大山40-1	8.75	R3.3.9	H30.11.13	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 6,318	6,318	西伯郡大山町赤松312-77 歌碑建立委員会	文書ID: 20-00299889
ゴミ一時集積所敷地	大山町大山40-37	12.0	R3.3.10	H17.12.1	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 9,276	6,184	鳥取市福部町湯山2146-661 (一財)自然公園財団	文書ID: 20-00301126
ゴミ保管所敷地	大山町大山39-6 R3.10設置場所を大山39-6 から大山40-37へ変更	10.81	R3.3.11 (変更承認) R3.10.28	H17.12.1	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 8,503	8,503	西伯郡大山町大山145-7 大山自治会	文書ID: (R3年度当初許可) 20-00304927 (R3.10変更承認) 21-00182637
電気自動車用急速充電器設置	大山町大山40-35	27.7	R3.3.25	H23.10.27	R3.4.1 ~R8.3.31	月額・年額	0	西伯郡大山町御来屋328 大山町長	文書ID: 20-00314271
電柱等の敷地	大山町大山36-6	電柱1本 支線1本 耐雪1本	R3.12.12	R3.6.29	R4.1.1 ~R8.3.31	月額・年額 4,500	1,125	中国電力ネットワーク(株) 米子ネットワークセンター	文書ID: 21-00228016
職員駐車場	大山町大山40-39	9区画	R3.3.25	-	R3.4.1 ~R3.12.10	月額・年額 1,000	72,000	大山町大山45-5 (一社)大山観光局	文書ID: 20-00322113
職員駐車場	大山町大山40-1	6区画	R3.12.13	-	R3.12.21 ~R4.3.21	月額・年額 1,000	24,000	大山町大山136-2 ㈱だいせんホワイトリゾート	文書ID: 21-00219112
職員駐車場	大山町大山40-39	2区画	R3.12.13	-	R3.12.21 ~R4.3.21	月額・年額 1,000	8,000	大山町大山147 鳥取砂丘大山観光(株)	文書ID: 21-00219112
職員駐車場	大山町大山145-7	15区画	R3.12.20	-	R3.12.23 ~R4.3.31	月額・年額 1,000	45,000	大山町大山145-7 大山自治会	文書ID: 21-00222127
計							272,573		
普通財産									
計							0		
合計							272,573		

イ 建物

(令和4年1月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先住所氏名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
行政財産	事務室	米子市糞町1-160	32.80	R3.3.10	(S42.4.4) H19.1.1	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市糞町1-160 鳥取県職員連合労働組合西部支部	文書ID: 20-00301150
	光回線	米子市糞町1-160	0.25	R3.3.10	H23.11.25	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市糞町1-160 鳥取県職員連合労働組合西部支部	文書ID: 20-00301150
	事務室	米子市糞町1-160	76.8	R3.3.10	S45.5.2	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市糞町1-160 鳥取県西部町村会	文書ID: 20-00301150
	光回線	米子市糞町1-160	0.0415	R3.3.10	H23.8.30	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市糞町1-160 鳥取県西部町村会	文書ID: 20-00301150
	事務室	米子市糞町1-160	46.5	R3.3.10	S45.5.2	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市糞町1-160 米川土地改良区	文書ID: 20-00301150
	倉庫	米子市糞町1-160	6.3	R3.3.10	S55.12.1	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市糞町1-160 米川土地改良区	文書ID: 20-00301150
	事務室	米子市糞町1-160	75.64	R3.3.10	S38.5.15	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 830	252,320	鳥取市千代水4-37 鳥取県土地改良事業団体連合会	文書ID: 20-00301150
	光ケーブル配線	米子市糞町1-160	0.25	R3.3.10	H22.3.31	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 830	3,320	鳥取市千代水4-37 鳥取県土地改良事業団体連合会	文書ID: 20-00301150
	事務室	米子市糞町1-160	45.49	R3.3.10	S45.6.2	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 830	229,080	鳥取市東町1-271 財)鳥取県農業農村担い手育成機構	文書ID: 20-00301150
	光ケーブル配線	米子市糞町1-160	0.24	R3.3.10	H22.3.31	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 830	4,980	鳥取市東町1-271 財)鳥取県農業農村担い手育成機構	文書ID: 20-00301150
事務室	米子市糞町1-160	32.8	R3.3.10	S44.4.1	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 830	109,560	鳥取市田園町4-207 鳥取県住宅供給公社	文書ID: 20-00301150	

	廊下	米子市糞町 1-160	1.425	R3.3.10	H21.10.1	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 830	6,640	鳥取市田園町4-207 鳥取県住宅供給公社	文書ID: 20- 00301150
	LANケーブル配線	米子市糞町 1-160	0.5	R3.3.10	R2.4.1	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 830	3,320	鳥取市田園町4-207 鳥取県住宅供給公社	文書ID: 20- 00301150
	複写機の設置	米子市糞町 1-160	1.34	R3.3.10	H18.8.1	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 830	13,280	倉吉市福庭町2-23 財)鳥取県建設技術センター	文書ID: 20- 00301150
	事務室	米子市糞町 1-160	3.3	R3.3.10	H27.4.1	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 830	13,280	倉吉市山根557-1 (財)とっとり県民活動活性化センター	文書ID: 20- 00301150
	LANケーブル配線	米子市糞町 1-160	0.45	R3.3.10	H21.9.17	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 830	6,640	鳥取市東町 1-220 (社)鳥取県食品衛生協会	文書ID: 20- 00301150
	事務室	米子市糞町 1-160	14.89	R3.3.10	H18.4.1	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額 830	99,600	鳥取市東町 1-220 (社)鳥取県食品衛生協会	文書ID: 20- 00301150
	食堂	米子市糞町 1-160	86.75	R3.3.10	H26.4.21	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市皆生温泉2-2-8 特定非営利活動法人あかり広場	文書ID: 20- 00301150
	計							742,020		
	普通財産						月額・年額			
	計							0		
	合計							742,020		

(2) 物品

(令和4年1月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料 (円)		貸付先 住所 氏名	使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の 貸付料				
冷凍冷蔵庫外	5	—	R3.4.1 ~R4.3.31	月額・年額	0	米子市皆生温泉2-2-8 特定非営利活動法人 あかり広場	西部総合事務所 食堂	食堂運営	
合計					0				

9 借受不動産詳細調べ

(令和4年3月31日現在)

区分	種別	借受(使用)目的	所在地	数量又は面積	契約の状況			借受先	備考
					契約書の有無	借受期間	借料(円)		
							単価	本年度の借料	
土地	宅地	大山駐車場敷地	西伯郡大山町 大山36-1	m ² 6,264.81	有	R3.4.1 ~R4.3.31 (1年更新)	月額・年額 844,419	西伯郡大山町御来屋328 大山町	
合計							月額・年額		

10 職員駐車場の管理状況調べ

(1) 管理状況

財産の区分	所在地	1区画の面積(m ²)	貸付(使用)料(月額)(円)
行政財産	米子市糀町1-160	11.52	3,033 (1/2減免)
	米子市糀町1-160	11.52	6,066
	大山町所子541-8	11.52	2,309
普通財産	米子市博労町1-182-7	11.25	3,833

注 公有財産事務取扱要領(平成21年7月24日付鳥取県総務部長通知)「第5章 職員等の駐車場使用」(鳥取県教育財産事務取扱要領(平成21年7月28日付教育長通知)において準用するものを含む。)を適用するものについて記載すること。

(2) 減免の考え方(減免を行った場合のみ)

公有財産事務取扱要領第5章第1節11による

(身体的理由により自家用車での通勤がやむをえない場合 減免率 1/2)

(3) 使用料の見直し

令和元年9月2日実施

11 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

12 備品の処分状況調べ

該当なし

13 合同庁舎に入居している団体等の調べ

(令和4年1月31日現在)

団 体 名	職員数 人	当初入居 の年月日	面 積 ㎡	職員1人 当たりの 面 積 ㎡	許 可 使 用 料 (月又は年額) 円	減免 率 %	共 益 費 の 負 担 方 法	備 考
鳥取県職員連合 労働組合西部支 部 (事務室)	1	S42.4.4	32.80	32.80	0	100	電気：面積割 ガス：人員割 上下水：人員割	
(光回線)	—	H23.11.25	0.25	—	0	100	—	
鳥取県西部町村 会事務局 (事務室)	3	S45.5.2	76.80	25.60	0	100	電気：面積割 ガス：人員割 上下水：人員割	
(光回線)	—	H23.8.30	0.0415	—	0	100	—	
米川土地改良区 (事務室)	7	S45.5.2	46.50	6.6	0	100	電気：面積割 ガス：人員割 上下水：人員割	
(倉庫)	—	S55.12.1	6.30	—	0	100	—	
鳥取県土地改良 事業団体連合会 (事務室)	11	S38.5.15	75.64	6.8	252,320 (年額)	67	電気：面積割 ガス：人員割 上下水：人員割	
(光ケーブル配 線)	—	H22.3.31	0.25	—	3,320 (年額)	67	—	
鳥取県住宅供給 公社 (事務室)	4	S44.4.1	32.80	8.2	109,560 (年額)	67	電気：面積割 ガス：人員割 上下水：人員割	
(廊下)	—	H21.10.1	1.425	—	6,640 (年額)	67	—	
(LANケーブル 配線)	—	R2.4.1	0.5	—	3,320 (年額)	67	—	
(財)鳥取県農業 農村担い手育成 機構 (事務室)	8	H21.12.1	45.49	5.7	229,080 (年額)	50	電気：面積割 ガス：人員割 上下水：人員割	
(LANケーブル 配線)	—	H21.12.1	0.24	—	4,980 (年額)	50	—	
(社)鳥取県食品 衛生協会 (事務室)	2	H18.4.1	14.89	7.4	99,600 (年額)	33	電気：面積割 ガス：人員割 上下水：人員割	
(LANケーブル 配線)	—	H21.9.18	0.45	—	6,640 (年額)	33	—	
(公財)とっとり 県民活動活性 化センター (事務室)	1	H27.4.1	3.3	3.3	13,280 (年額)	67	電気：面積割 ガス：人員割 上下水：人員割	
特定非営利活動 法人あかり広場 (食堂)	8	H26.4.21	86.75	10.8	0	100	電気：実績割 ガス：直接負担 上下水：実績割	

1.4 主な事務事業の実施状況

(1) 管内地方機関及び市町村との連携

① 西部総合事務所定例連絡会議の開催

事務所内及び管内主要機関との連携強化のため、毎週木曜日に西部県税事務所、境港水産事務所及び西部教育局を加えて定例連絡会議を開催しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催と併用して実施した。

② 防疫についての連絡調整

新型コロナウイルスへの対策について、また、鳥インフルエンザ、豚熱への対応について、西部の機関が連携して対応できるよう定例連絡会を利用し、あるいは随時調整を行うことで市町村とも連携して情報共有とPCR検査センターや宿泊療養施設等の事業調整を行った。

なお、事務所内の横（各局、西部県税事務所及び西部教育局）の連携を強化するためのプロジェクトチーム事業の多く（米子がいな万灯、所内スポーツ大会）については、新型コロナウイルスの流行に伴い休止した。

(2) 広聴、広報等

(項目例：県政相談等の処理、県政に係る広聴、情報公開・個人情報保護、行政手続に係る事務処理 等)

① 県政相談等の処理

(令和4年3月31日現在)

区分	県政相談			計
	提案・意見	苦情・要望	その他	
来訪	0	1	1	2
電話	7	19	3	29
メール	4	10	5	19
その他	3	0	1	4
計	14	30	10	54

(注) テーマとしては、新型コロナウイルス関係が24件と多くなった。

② 人権相談の処理

(令和4年3月31日現在)

	同和	障害	子ども	女性	高齢者	公務員	労働者	疾病	その他	計
相談件数	3	120	6	6	10	0	17	51	78	291

(注) その他のうち27件は、生活困難にかかる相談。

③ 行政手続に係る事務処理

該当なし

④ 広報活動の実施

ホームページ(とりネット)による情報の周知のほか、地域県民室への広報物掲出を行っている。また、随時の米子市政記者室等マスコミへの情報提供を行っている。

(3) NPO、ボランティアとの協働

(項目例：NPO法人の認証件数 等)

① NPO法人の認証件数

(令和4年3月31日現在) (単位：件)

年 度	米子市	日吉津村	境港市	南部町	伯耆町	大山町	日野町	日南町	江府町	計
H16年度以前	12	0	6	0	1	1	0	0	0	20
H17年度	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
H18年度	11	0	1	0	1	0	0	0	0	13
H19年度	7	0	1	0	1	0	0	0	0	9
H20年度	6	0	0	2	1	1	1	1	0	12
H21年度	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3
H22年度	7	0	0	1	0	0	0	2	0	10
H23年度	10	1	0	0	0	0	0	0	0	11
H24年度	7	0	0	0	0	1	0	0	0	8
H25年度	4	0	2	1	1	0	0	0	0	8
H26年度	4	0	2	0	1	0	0	0	1	8
H27年度	10	0	0	1	1	0	0	0	0	12
H28年度	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3
H29年度	3	0	0	0	1	1	0	0	1	6
H30年度	3	0	0	0	0	0	0	0	1	4
H31年度	5	0	0	0	0	1	0	0	0	6
R2年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
R3年度	5	0	1	0	0	1	0	0	0	7
計	110	1	13	5	9	6	1	4	3	152

《参考》西部地区認証団体152団体のうち、活動している団体は124団体

(解散：23団体、認証撤回：3団体、認証取消：1団体、他地区への移管：1団体)

(4) 国際交流の推進

(項目例：旅券の発給 等)

① 主な取り組み

- ・ 県及び市町村職員を対象とした韓国語講座を開催(6月～12月、全10回×初級・中級)。
- ・ 小学校の総合的学習における多文化共生社会に向けた取り組みの中で在住外国人の視点や韓国文化などを紹介した。

② 旅券の発給

平成21年度からは、平日時間外(17:15から18:30まで)及び日曜日(8:30から17:00まで)においても交付事務を行っている。

(令和4年3月31日現在)

区 分	申請受付件数	交付件数(内時間外・日曜日交付)
一般旅券の発給	362	356
一般旅券の記載事項の変更	0	0
一般旅券の査証欄の増補	0	0
紛失一般旅券届出	0	0
一般旅券の渡航先の追加	0	0
合 計	362	356(52)

(5) 地域振興

(項目例：地産地消・食のみやこ推進の取組、中山間地振興、定住促進、文化・観光の振興、等)

① 中海対策の円滑な推進

関連会議等に出席又は情報共有を行い、関係機関、関係団体及び関係部局との連絡調整を行った。

関連会議等	概要
中海会議	開催回数：1回（10／13） 開催場所：WEB会議 構成員：国、鳥取県、島根県、米子市、境港市、松江市、安来市 協議事項： ・中海湖岸等整備 ・中海の水質及び流動 ・中海の水産資源の現状 ・中海沿岸農地排水不良 ・中海の利活用 その他：協議事項検討のための幹事会及び部会・WGを設置。
斐伊川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会	開催回数：1回（4／30） 開催場所：くにびきメッセ（島根県松江市） 構成員：専門家、関係団体、行政機関 協議事項： ・斐伊川水系生態系ネットワーク全体構想 ・活動状況報告 ・全体構想の推進に向けた新たな提案 ・愛称・シンボルマークの選定 その他：協議事項検討のための圏域部会・ワーキングを設置。 主に西部総合事務所環境建築局職員が出席、情報共有。
中海自然再生協議会	開催回数：2回（7／31、2／19） 構成員：公募委員、専門委員、行政・公共団体委員 協議事項：中海自然再生全体構想、事業実施計画ほか その他：主に西部総合事務所環境建築局職員が出席、情報共有。

② 西部圏域の広域観光の推進

西部圏域の広域観光振興に資することを目的として、県西部・中部11市町村及び県で構成する大山山麓・日野川流域観光推進協議会を平成31年4月に設立し、広域的な観光誘客・PR事業等を一体的に推進してきたところ。

令和3年度は、新たな地方創生推進交付金計画《「観光から関係人口・企業移転」までを「標高0mから大山頂上」で切れ目なく受け入れ、来訪者の幸せ実現をめざす大山・日野川圏域》の初年度として、コロナ禍とその後を見据えた短期イベント開催による集客からの脱却を目指すとともに関係人口の創出・拡大および地域の収益向上に向けた取組を実施しており、負担金の支出によりこれらの取組を支援した。

また、大山山麓・日野川流域観光推進協議会への民間参画を念頭に置いた組織のあり方について、専門家、構成団体の首長や担当課などと議論を積み重ね、次年度以降の民間参画へ向けて一定の方向性を共有した。

項目	内容
大山山麓・日野川流域観光推進協議会への負担金	○事業負担金額 21,334千円 ○主な実施事業 ・関係人口創出・拡大事業（メディアプロモーションを通じた新ブランド創出及び体験プログラムの開発等実施支援） ・地域資源を活用した広域観光振興（サイクリング、刀剣・たたら等） ・二次交通高度化事業（利用者の満足度及び観光地の魅力向上を目的にタクシードライバーを対象にスキルアップ研修を実施） ・広域体制整備検討事業（官民連携のあり方を検討）

- ③ スポーツツーリズムの推進
「5 主な事業に関する調べ」に記載

④ 県立大山駐車場の指定管理

項目	内 容
県立大山駐車場の管理運営	<p>○指定管理者 一般社団法人大山観光局</p> <p>○委託期間 H28. 4. 1～R3. 3. 31</p> <p>○委託料 なし（利用料金を財源として管理運営）</p> <p>○指定管理者から県への納入金 (R3分) 6, 097, 133 円 (R2年度第4四半期5, 391, 469円+R3年度第3四半期705, 664円)</p> <p>○県業務の内容 月例業務報告、年間事業報告等の書類及び実地確認などにより指定管理者の業務の把握、確認を行った。 また、駐車場を利用したイベント等に対し行政財産使用許可等を行った。</p>

(6) 商工業の振興等

新型コロナウイルス感染症の長期化により、令和2年度に引き続き、西部総合事務所に「経済対策予算ワンストップ相談窓口」を設置し、国・県経済対策の補助金等の相談対応を行った。

1 相談窓口で対応した県の支援制度

【応援金】

- ① 新型コロナ克服緊急応援事業 R3. 2. 1～R3. 3. 31 ※飲食に限定し、申請期限 R3. 4. 30 まで延長
 - ・新型コロナ対策認証事業所及び認証取得に取り組む事業所に、感染対策に必要な経費を支給
 - ・給付金額：1事業所あたり10万円
- ② 認証取得応援金(第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業) R3. 4. 14～R3. 6. 30
 - ・認証取得を目指す飲食店を支援する一律20万円の応援金
- ③ コロナ禍打破特別応援金 R3. 5. 31～R3. 9. 30
 - ・新型コロナにより経営上の影響を受けた事業者に、最大50万円給付
※支給内容：売上規模(20万円/月～)に応じて、20～40万円を支給、認証店取得事業者10万円
上乗
 - ・R2. 4. 1～R3. 5. 24 までに新規創業した事業者一律10万円を給付
- ④ コロナ禍緊急応援金 R3. 10. 1～R3. 12. 10
 - ・外出自粛等の影響を強く受けた事業者(飲食、宿泊、観光、交通、小売・対面サービス等)及び左記事業者との直接かつ継続取引がある事業者に、最大20万円給付
- ⑤ コロナ禍再生応援金 R4. 1. 5～R4. 5. 27
 - ・売上が20%以上減少している「新型コロナ安心対策認証店」登録事業者に、事業継続・活動再開支援
給付金額：法人20万円、個人事業主10万円 ※2店舗目以降加算あり10万円×認証店舗数
- ⑥ オミクロン株影響対策緊急応援金 R4. 3. 1～R4. 5. 31
 - ・令和4年1月～2月の2か月分の売上額が、過去3年間の同時期比で30%以上減少した事業者を支援
売上規模に応じて、20万円～40万円を支給 ※2店舗目以降加算あり10万円×認証店舗数

【営業時短要請協力金】

- ① 鳥取県感染拡大防止協力金(米子市時短要請協力金) R3. 7. 28～R3. 9. 30
 - ・米子市内繁華街をなどの飲食店を対象とした特措法24条9項に基づく営業時間短縮要請(7/21-8/3)に伴う感染拡大防止協力金の支給
 - ・中小企業等：2.5～7.5万円/日、大企業等：1日当たりの売上減上額の40%(上限20万円/日)

【感染予防対策強化】

- ① 認証取得補助金(第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業) R3. 4. 14～R3. 6. 30 ※実績 R4. 1. 31
 - ・認証取得を目指す飲食店がCO2モニターやアクリル板を購入などの感染予防対策に必要な経費を支援
 - ・補助率9/10 上限額20万円/1事業者
- ② デルタ株感染防止対策緊急強化事業補助金 R3. 8. 16～R3. 9. 30
 - ・高度な感染防止対策が必要なライブハウス、ライブ演奏のある飲食店に、感染予防対策経費を支援

- ・補助率 9/10 上限額 200 千円/1 事業者
- ③ 感染予防対策推進補助 R3. 4. 14～R4. 2. 28
 - ・感染予防対策経費を支援
 - ・補助率 1/2 上限額 200 千円/1 事業者
- ④ コロナリスク対応型事業継続補助金 R3. 6. 1～R4. 3. 11
 - ・コロナ BCP を策定した県内企業を対象に実行に要する経費(サイバーセキュリティ導入費、3 密回避改修費等)を支援
 - ・補助率 1/2 上限額 500 千円/1 事業者

【経営の多角化】

- ① デジタル化で頑張る飲食店等支援事業 R3. 4. 1～R4. 1. 31
 - ・県内飲食店等の業務効率化や生産性向上等の取組推進のためデジタル化を支援
 - ・補助率 1/2 上限額 100 千円/1 事業者
- ② 食品加工で頑張る飲食店等支援事業 R3. 4. 1～R4. 1. 31
 - ・加工食品製造などの新たな業態導入に取り組む飲食店等による新たな業態導入への取組を支援
 - ・補助率 1/2 上限額：250 千円/1 事業者
- ③ 県内企業多角化・新展開応援事業 R3. 2. 8～R4. 7. 31
 - ・事業継続し持続的発展のために行う、新規事業分野への進出等の取組を支援
 - ・補助率 1/2 補助率 1/2 上限額 1,000 千円/1 事業者
- ④ 新時代対応型事業展開支援補助金 第 1 次募集 R4. 1. 17～R4. 2. 28(※2 次募集 4 月、3 次募集 6 月予定)
 - ・新規事業分野への進出、販路獲得のための新規手法導入、新商品・サービスの開発等の取組を支援
 - ・補助率 1/2 上限額 5,000 千円/1 事業者(下限 1,000 千円)
 - ・認定経営革新等支援機関(商工団体、金融機関等)と計画策定

2 相談窓口で対応した国の支援制度

国の経済対策である、一時支援金、月次支援金、事業復活支援金及び雇用調整助成金などに関する、申請相談や申請サポートを実施。(※行政書士や社会保険労務士の派遣を受け、きめ細やかな相談対応)

(7) 危機管理の対応

項 目	対 応 内 容
自然災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月人事異動に伴うマニュアルの見直し、各種防災研修等を行うことにより、警戒・非常体制時の防災体制を確認した。 ・ 令和 2 年度は、台風、大雨、水防警報に伴う警戒体制の配備や職員派遣等自然災害に対し迅速で的確な対応を実践した。(警報等の発令：8 回、警戒配備時間：253 時間)
原子力防災	「6 主な事業に関する調べ」に記載
災害対応体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員 2 名が第 3 級陸上特殊無線技士の資格を取得しており、警察、消防などの防災関係機関と相互に通信できる防災相互波無線の月 1 回の通信訓練に参加した。
家畜伝染病防疫 (CSF(豚熱)、 口蹄疫、鳥インフルエンザ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度の日野地区で豚熱が発生したことを想定した訓練を実施。令和 3 年度は県西部地区で鳥インフルエンザが発生したという想定で図上訓練を実施した。 ・ 実際に養鶏している農場で発生したと仮定し、第 1 報から簡易検査陽性⇒遺伝子検査陽性⇒殺処分開始までの防疫体制において、各班がとるべき作業工程をタイムラインに沿って明らかにし、それを可視化して全体で共有化を行った。また、本訓練の参加者には後日アンケートを実施し、共通課題としての認識を図った。
東日本大震災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁、西部総合事務所各局及び市町村と連携し避難者の県内への円滑な受入れ、支援を実施。 <p>【西部管内の状況 (R4. 3. 30 現在)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者数 6 世帯 15 人 ○県営住宅受入者数 なし ○県職員住宅 なし

	<p>○教職員住宅 なし ○生活支援金支給 なし ○生活再建支援金 なし ○その他支援</p> <p>(東日本大震災避難者生活再建支援事業) とっとり震災支援連絡協議会へ委託</p> <p>・東日本大震災により県内へ避難されている方々がより豊かで安心した生活が送れるよう、市町村や民間支援団体「とっとり震災支援連絡協議会」等と連携し、個別のニーズに対応すると共に避難者の自立支援を図る。</p> <p>・主な支援内容 避難者の定期交流会の実施 相談窓口の設置 避難者宅への戸別訪問</p>
--	--

(8) その他
なし

15 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(令和4年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査 (申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (A+B-C-D-E+F)
①訪問介護(ホームヘルプサービス)		5	5(5)				51	52	56	56	61
②訪問入浴介護		1	0(1)		1		1	1	2	2	2
③訪問看護		2	2(2)				31	31	34	38	40
④訪問リハビリテーション		3	1(3)				4	5	6	8	11
⑤居宅療養管理指導			()				1	1	1	1	1
⑥通所介護(デイサービス)			()		1		44	44	43	42	41
⑦通所リハビリテーション(デイケア)			()				0	1	1	1	1
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)			()				19	19	19	19	19
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)			()				0	0	1	1	1
⑩特定施設入居者生活介護			()				10	11	11	10	10
⑪福祉用具貸与事業			()				17	18	19	19	19
⑫特定福祉用具販売			()				19	20	21	21	21
⑬居宅介護支援事業			()				68	0	0	0	0
計(介護給付)		11	8(11)		2		265	203	214	218	227
⑭介護予防訪問介護			()								
⑮介護予防訪問入浴介護		1	0(1)		1		1	1	2	2	2
⑯介護予防訪問看護		2	2(2)				31	32	35	38	40
⑰介護予防訪問リハビリテーション		3	1(3)				4	5	6	8	11
⑱介護予防居宅療養管理指導			()				1	1	1	1	1
⑲介護予防通所リハビリテーション			()				0	1	2	1	1
⑳介護予防短期入所生活介護			()				19	19	19	19	19
㉑介護予防短期入所療養介護			()				0	0	1	1	1
㉒介護予防特定施設入居者生活介護			()				10	11	11	10	10
㉓介護予防福祉用具貸与			()				17	18	19	19	19
㉔特定介護予防福祉用具販売			()				19	20	21	21	21
計(予防給付)		6	3(6)		1		102	108	117	120	125
【居宅サービス】 小計		17	11(17)		3		367	311	331	338	352
25 介護老人福祉施設			()				16	16	16	16	16
26 介護老人保健施設			()				30	31	29	27	27
27 介護療養型医療施設			()				2	2	2	2	2
28 介護医療院			()				0	1	3	3	3
【施設サービス(介護給付)】 小計			()				48	50	50	48	48
合計		17	12(18)		3		415	361	381	386	400

※ (1) 介護保険法のみなし規定によるのみなし事業所は除く。

(2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(注) (1) 実施するサービスの種類に応じた追加、削除等を行うこと。

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

- * 対象施設の選定方針
 - ・令和2年度に新たに指定した施設
 - ・前年度以前の6年間に指導監査を実施していない事業所
 - ・前年度の指導監査で指摘・指導事項が多かった事業所
- * 当年度重点指導事項
 - ・適正な人員配置
 - ・利用者記録の整備状況

(単位：施設、件) (令和4年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	16	15	62	代表者についても勤怠管理を行うこと 従業員の研修記録を整備すること 居宅サービス計画に沿った個別支援計画を作成すること
集団指導	—	—	—	令和3年度の指導監査等における指導・指摘事項 介護職員処遇改善加算等 コロナ関連感染予防
実地検査による監査	1	1	1	管理者及びサービス提供責任者が、ほぼすべての勤務日に他の業務に従事している実態が確認された。

1.6 障害福祉サービス事業等の状況

(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件) (令和4年1月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査(申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (F)	R3年度 (A+B-C-D-E+F)
① 居宅介護	0	1	1(1)	0	1	0	43	41	44	45	45
② 重度訪問介護	0	1	1(1)	0	1	0	39	39	42	43	43
③ 同行援護	0	0	0(0)	0	0	0	9	6	6	6	6
④ 行動援護	0	0	0(0)	0	0	0	11	9	10	9	9
⑤ 療養介護	0	0	0(0)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 生活介護	1	2	2(2)	0	0	0	19	20	21	22	25
⑦ 短期入所	2	3	3(3)	0	0	0	18	18	21	22	27
⑧ 重度障害者等包括支援	0	0	0(0)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 自立生活援助	0	1	1(1)	0	0	0	0	0	1	2	3
⑩ 自立訓練(機能訓練)	0	0	0(0)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 自立訓練(生活訓練)	0	0	0(0)	0	0	0	3	3	5	5	5
⑫ 就労移行支援	0	1	1(1)	0	1	0	6	5	4	4	4
⑬ 就労継続支援A型	0	1	1(1)	0	1	0	11	14	14	12	12
⑭ 就労継続支援B型	0	1	1(1)	0	1	0	50	51	53	57	57
⑮ 共同生活援助	1	3	3(3)	0	1	0	16	17	21	22	25
⑯ 就労定着支援	1	0	0(0)	0	0	0	0	2	2	2	3
計(指定障害福祉サービス事業者)	5	14	14(14)	0	6	0	225	225	244	251	264
⑰ 一般相談支援	0	0	0(0)	0	0	0	8	6	5	5	5
計(指定一般相談支援事業者)	0	0	0(0)	0	0	0	8	6	5	5	5
合計	5	14	14(14)	0	6	0	233	231	249	256	269

- ※ (1) ①居宅介護、③同行援護、④行動援護、⑦短期入所、⑧重度障害者等包括支援のサービスは、障がい児も支援の対象となる。
 (2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況

【実地指導】

- 実施方針 鳥取県指定障害福祉サービス事業者等に係る指導監査実施要綱第7条(2)アに基づき、原則として3年に1回(ただし、指定障害者支援施設設置者等については2年に1回)実地指導を行うよう選定。
 新規指定サービス事業者等については、指定した年度又は翌年度に実施する。

■重点項目

- (1) 非常災害対策
- (2) 訪問系サービスの従業者要件の確認について
- (3) 障がい者虐待の防止について
- (4) 感染症等の対策について
- (5) ハラスメント対策

■実施施設 居宅介護など訪問系サービス（6件12事業）・生活介護、短期入所など日中活動サービス（13件14事業）・共同生活援助及び自立生活援助の居住支援系サービス（4件4事業）・自立訓練・就労継続支援など訓練就労サービス（8件9事業）

【 監査 】 鳥取県指定障害福祉サービス事業者等に係る指導監査実施要綱第13条に該当するとして、1施設に実施。

(単位：施設、件) (令和4年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	29	24	57	・運営規程と重要事項説明書の記載内容が一致するよう見直すこと。 ・検討会議の記録を整備又は手順に従った処理を行うこと。 ・業務職員の事業ごとの勤務管理を行うこと。
集団指導	—	—	—	
監査	1	1	1	・管理者及びサービス提供責任者は、専らその職務に従事することができる」常勤の職員を任命すること。

(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等の状況

(単位：件) (令和4年1月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査(申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (A+B-C-D-E+F)
① 児童発達支援	1	3	3(3)	0	0	0	7	9	10	9	13
② 医療型児童発達支援	0	0	0(0)	0	0	0	1	1	2	2	2
③ 放課後等デイサービス	2	2	2(2)	0	1	0	19	20	21	22	25
④ 居宅訪問型児童発達支援	0	0	0(0)	0	0	0	0	0	1	1	1
⑤ 保育所等訪問支援	1	1	1(1)	0	0	0	1	1	1	2	4
合計	4	6	6(6)	0	1	0	28	31	35	36	45

※ 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(4) 指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況

■実施方針 鳥取県指定障害児通所支援事業者等に係る指導監査実施要領第6条に基づき、原則として、児童入所施設については毎年度、その他の指定障害児通所支援事業者等については3年に1回、実地指導を行うよう選定。

■重点項目

- (1) 非常災害対策について
- (2) 従業者の資格要件及び配置状況の確認について
- (3) 従業者等の虐待防止について
- (4) 新型コロナウイルス対策について
- (5) ハラスメント対策

■実施施設 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援（2件3事業）

(単位：施設、件) (令和4年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	2	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績の自主点検をし、必要に応じ過誤調整を行うこと。 ・勤務実績の自主点検をし、加算の算定要件を満たしていないものについては過誤調整を行うこと。 ・運営規程と重要事項説明書の記載内容が一致するよう見直すこと。 ・検討会議の記録を整備又は手順に従った処理を行うこと。
集団指導	—	—	—	
監査	—	—	—	

17 DV・ひきこもり等に関する相談状況

(単位：件) (令和4年3月31日現在)

区分	相談取扱件数	相談形態				相談内容				令和3年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	メール	女性相談	DV	ひきこもり	その他	
H29年度	764	285	80	399	0	308	318	130	8	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力相談、女性相談及びひきこもり等心の相談に応じ、必要な援助を行った。 ・一時保護中の支援（来所・訪問等）は、相談件数に含まれない。
H30年度	768	331	42	395	0	351	317	109	11	
R元年度	837	240	46	551	0	431	279	101	26	
R2年度	1125	241	68	814	2	570	460	74	21	
R3年度	1129	193	55	869	12	532	355	183	59	

- ※ (1) 相談取扱件数は、延べ件数。
(2) 相談内容は、主なもの（上位3項目）を記載。

18 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況 (単位：件) (令和4年3月31日現在)

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H29年度	828	1,044	160	6,119	3,289	11,440
H30年度	823	1,059	158	6,077	3,390	11,507
R元年度	845	1,051	159	5,980	3,474	11,509
R2年度	869	1,064	153	5,898	3,555	11,539
R3年度	883	1,095	154	5,774	3,618	11,524

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況

(単位：人、件、円) (令和4年3月31日現在)

手当区分	前年度未受給者数(人) A	前年度未処理件数	本年度中(人)										差引現在受給者数 A+B-C+D-E+F-G(人)	支給額(円)		
			受付件数	内 訳			喪失件数 C	停止解除 D	停止中		その他					
				認定件数 B	却下件数	未処理件数			停止開始 E	喪失	転入 F	転出 G				
特別障害者手当	12	0	7	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	16	4,293,950
障害児福祉手当	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,071,360
経過的福祉手当																
計	18	0	7	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	22	5,365,310

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況 (単位：件) (令和 4年 3月31日現在)

区分	A (重度)		B (中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H29年度	110	588	262	1162	2129
H30年度	105	593	261	1206	2165
R元年度	95	602	273	1244	2214
R2年度	79	611	253	1285	2228
R3年度	77	624	254	1346	2301

イ 当年度の療育手帳交付等内訳 (単位：件) (令和 4年 3月31日現在)

区分	前年度末 現在	年度中の移動内訳			年度中の変更		当年度末 現在	
		新規交付	転入	転出・返還	18歳に達した場合	障害程度		
A (重度)	18歳未満	79	7	3	0	-18	6	77
	18歳以上	611	2	2	11	18	2	624
B (中・軽度)	18歳未満	253	43	3	4	-35	-6	254
	18歳以上	1285	22	11	5	35	-2	1346
計	2228	74	19	20	0	0	2301	

(3) 精神障がい者福祉の状況

精神障がい者の状況 (単位：人) (令和4年3月31日現在)

区分	自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数	手帳所持者数
H29年度	5,315	2,870
H30年度	5,411	3,026
R元年度	5,610	3,189
R2年度	3,513	3,411
R3年度	5,828	2,752

19 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

【保育所・認定こども園・児童館】

「児童福祉行政指導監査実施要綱(児童福祉行政・保育所・認定こども園・児童館・届出保育施設)」に基づき、原則として年1回の実地監査を実施。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「文書指摘が続いている等、懸案のある施設」について実地監査を行い、その他の施設については、書面監査を実施。

* 当年度重点指導事項

【保育所・認定こども園・児童館・届出保育施設】

・事故に対応する事故防止マニュアルを作成しているか。事故防止対策が適切になされているか。

・重大事故が発生した場合、第1報を原則事故発生当日、第2報を原則1か月以内程度までに県に報告しているか。

・非常災害対策計画が策定されているか。計画に必要な項目が含まれているか。

・浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内又は津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設として市町村防災計画に位置付けられている場合、避難確保計画を市町村に提出しているか。また、避難訓練を実施しているか。

(単位：施設、件) (令和4年3月31日現在)

区分	保育所					認定こども園 (保育所型、幼保連携型)					児童館					市町村指導の有無	主な指導事項
	施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数			
		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		
米子市	38	6	32	8	46	9	1	8	1	4	4	0	4	0	0	○	・全体的な計画について、保育所保育指針に基づき、見直しを行ってください。(4件) ・調理室内は適温の確保に努めてください。(3件)
境港市	10	2	8	7	32	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	○	
日吉津村	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	○	
大山町	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	○	
南部町	3	0	3	0	0	1	0	1	0	0	2	0	2	1	1	○	
伯耆町	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	○	
日南町	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	
日野町	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	
江府町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	○	
計	67	8	59	16	79	11	1	10	1	4	12	0	12	1	1		

※ 「市町村指導の有無」欄の「○」は、指導を実施した市町村。

(2) 届出保育施設に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱(児童福祉行政・保育所・認定こども園・児童館・届出保育施設)」に基づき、原則として年1回の実地監査を実施。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、近年監査を実施できていなかった施設を中心に実地監査を行い、その他の施設については、書面監査を実施。

(単位：施設、件) (令和4年3月31日現在)

区分	施設数	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
			施設数	件数	
定期調査	28	28	3	4	・非常災害対策計画において、情報収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めてください。(3件)
抜き打ち調査	—	—	—	—	・管内における新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ中止した。

※ 鳥取県では認可外保育施設を届出保育施設と呼称。

20 母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況

(1) 母子・父子自立支援員活動状況

(単位：件)

(令和4年1月31日現在)

相談指導事項	生活一						児童					生活援護						その他					合計																		
	住 宅	医 療	家庭紛争		就 職	結 婚	そ の 他	小 計	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他	小 計	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		公的年金	児童扶養手当		生活保護	税	そ の 他	小 計	売店設置	たばこ販売	母子世帯向公営住宅	母子・父子福祉施設の利用	母子生活支援施設	小 計								
			夫の暴力	その他											貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還																					
件数					2		2	4						0	13	37	1		2														53								57
勤務日数	17日/月		訪問延数			14日		関係機関連絡延件数					125件		会議出席回数			15回																							

(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (令和4年3月31日現在)

区 分	貸 付 状 況										貸付不承認人数	
	新 規 分					継 続 分		貸付実行合計		A-B		
	貸付申込(当初)		貸付決定(当初)		当年度貸付		当年度貸付		合 計			
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数			金額
(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)				
修学資金 (専修学校)	1	731,000	1	731,000	5	1,345,500	5	1,910,700	10	3,256,200	0	
修学資金 (高専・大学)	1	319,000	1	319,000	0	0	5	3,743,400	5	3,743,400	0	
修業資金 (一般)	0	0	0	0	0	0	1	457,500	1	457,500	0	
修業資金 (運転免許)	1	320,000	1	320,000	1	320,000	0	0	1	320,000	0	
就職支度資金 (自動車購入)	1	230,000	1	230,000	1	230,000	0	0	1	230,000	0	
生活資金 (技能習得)	0	0	0	0	1	1,692,000	0	0	1	1,692,000	0	
転宅資金	1	140,000	1	140,000	1	140,000	0	0	1	140,000	0	
就学支度資金 (高校)	1	157,500	1	157,500	0	0	0	0	0	0	0	
就学支度資金 (専修学校)	1	200,000	1	200,000	0	0	0	0	0	0	0	
合計	7	2,097,500	7	2,097,500	9	3,727,500	11	6,111,600	20	9,839,100	0	
区 分	前年度末 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳				本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還期 未到来分 (A+B-C(現年分))	回収率 (D/C) %			
			調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)						
元金	過年度分			5,774,947	1,068,713	290,580	0	4,415,654		18.5%		
	現年度分			17,403,612	15,438,006	0	0	1,965,606		88.7%		
	小 計	146,077,813	10,196,600	23,178,559	16,506,719	290,580	0	6,381,260	138,870,801	71.2%		
利子	過年度分			155,378	20,234	10,640	0	124,504		13.0%		
	現年度分			338	333	0	0	5		98.5%		
	小 計			155,716	20,567	10,640	0	124,509		13.2%		
合 計	146,077,813	10,196,600	23,334,275	16,527,286	301,220	0	6,505,769	138,870,801	70.8%			
その他	本年度貸付額(B)は、出納整理期間中の支出額を含む(3月末支出額9,839,100+出納整理期間支出額357,500円)											

注 違約金(延滞金)は含めない。

(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (令和4年3月31日現在)

区分		貸付状況										
		新規分					継続分		貸付実行合計		貸付不承認人数	
		貸付申込(当初)		貸付決定(当初)		当年度貸付		当年度貸付				
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)		A-B		
修業資金 (運転免許)		2	645,000	2	645,000	2	645,000	0	0	2	645,000	0
合計		2	645,000	2	645,000	2	645,000	0	0	2	645,000	0
区分		前年度末 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳				本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還期 未到来分 (A+B-C)	回収率 (D/C) %		
				調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)					
元金	過年度分			0	0	0	0	0		-		
	現年度分			141,060	129,305	0	0	11,755		91.6%		
	小計	1,072,650	645,000	141,060	129,305	0	0	11,755	1,576,590	91.6%		
利子	過年度分									-		
	現年度分									-		
	小計											
合計		1,072,650	645,000	141,060	129,305	0	0	11,755	1,576,590	91.6%		
その他		本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。										

(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (令和4年3月31日現在)

区分	貸付状況										
	新規分					継続分		貸付実行合計		貸付不承認人数	
	貸付申込(当初)		貸付決定(当初)		当年度貸付		当年度貸付				
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)		A-B	
修学資金 (高専・大学)	1	900,000	1	900,000	1	300,000	0	0	1	300,000	0
転宅資金	1	114,000	1	114,000	1	114,000	0	0	1	114,000	0
合計	2	1,014,000	2	1,014,000	2	414,000	0	0	2	414,000	0

区分	前年度末 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳				本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還期 未到来分 (A+B-C(現年度分))	回収率 (D/C) %
			調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)			
元金	過年度分		197,649	186,600	0	0	11,049		94.4%
	現年度分		929,322	500,852	0	0	428,470		53.8%
	小計	1,950,102	414,000	1,126,971	687,452	0	0	439,519	1,434,780
利子	過年度分								
	現年度分			95			95		
	小計			95			95		
合計	1,950,102	414,000	1,127,066	687,452	0	0	439,614	1,434,780	60.9%
その他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。								

注 違約金(延滞金)は含めない。

2.1 生活保護業務

(1) 保護申請等の状況

(単位：件、人) (令和4年3月31日現在)

区分	月平均 町村ケ ース数	前年度 繰越 件数	申請等の処理						年度末 未処理 件数
			申請 受理	却下 取下げ	開始		廃止		
					世帯数	人員	世帯数	人員	
H29年度	93	2	31	14	16	18	28	35	3
H30年度	88	3	19	8	12	18	12	14	2
R元年度	87	2	17	4	13	14	13	16	2
R2年度	86	2	22	6	16	18	26	28	2
R3年度	85	2	30	10	22	25	13	16	1

・当事務所現業員 (3) 人

(2) 保護の状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	被保護世帯数	被保護人員	保護率	保護費	扶 助 の 内 訳											
					生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他	
					金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員
	世帯	人	%	円	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
H29年度	93	116	7.13	63,211,955	39,006,070	1,140	8,533,003	559	258,356	30	742,893	122	54,725	15	14,616,908	89
H30年度	88	108	6.75	52,727,927	32,131,856	1,044	7,377,455	464	292,432	24	396,054	86	64,154	15	12,465,976	65
R元年度	87	105	6.69	51,276,453	30,889,346	1,002	6,898,545	435	166,150	21	358,475	72	9,290	2	12,954,647	65
R2年度	86	99	6.45	50,048,780	29,287,760	926	7,549,906	440	143,966	19	585,605	104	42,139	8	12,439,404	62
R3年度	85	98	6.47	45,479,932	27,073,957	1,035	6,657,852	349	9,824	2	375,813	102	9,168	7	11,317,103	35

2.2 社会福祉施設に対する指導監査の状況

(1) 老人福祉施設に対する指導監査の状況

- * 対象施設の選定方針
特養ホームは6～7年おきに実地の指導監査を実施、養護ホームは実地と書面の指導監査を毎年交互に実施、する。軽費老人ホーム（ケアハウス）については6～7年おきに実地の指導監査を実施し、実地を行わない
年度は書面監査を行う。
- * 指導監査実施体制
 - ・指導支援担当2名で実施する。
 - ・ささえあい福祉局福祉監査指導課の法人指導監査員の協力を得る。
- * 当年度重点指導監査事項
 - ①入所者処遇の充実（処遇計画・記録、食事提供、衛生管理、健康管理の状況）
 - ②施設の運営管理体制の確立（人員配置、会計管理の状況）

（単位：施設、件） （令和4年3月31日現在）

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
社会福祉施設	12	0	0	—

※ 社会福祉施設には、総合事務所長権限に属するものも含む。

(2) 母子生活支援施設に対する指導監査の状況

- * 対象施設の選定方針
「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・児童福祉施設）」に基づき、原則として年1回の実地監査を実施。
- * 当年度重点指導監査事項
母子生活支援施設における最低基準等の順守状況の確認

（単位：施設、件） （令和4年1月31日現在）

区分	施設数	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
			施設数	件数	
母子生活支援施設	1	1	1	1	・措置費の運営費の使用については、人件費、管理費、事業費へ充当するものであり、器具及び備品取得への充当は出来ません。運営費は、長期的に安定した経営を確保するため、将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、施設整備等積立金等に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることが出来ますので、通知に基づいた適切な執行をお願いします。

2.3 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

（単位：回数、人） （令和4年3月31日現在）

区分	定期相談			巡回相談		
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数
H29年度	62	62	505	5	5	5
H30年度	67	66	515	12	12	12
R元年度	63	62	599	12	12	12
R2年度	66	64	557	5	5	5
R3年度	66	64	510	6	6	6
内訳	整形	24	24	132	6	6
	耳鼻科	12	12	88		
	眼科	6	5	10		
	内科	24	23	280		

2.4 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (令和 4年 3月31日現在)

区分	実人員	相談内容 (延)								判定内容 (延)				
		更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	501	276	230						506	510				510
巡回	6		6						6					
電話等														
合計	507	276	236						512	510				510

2.5 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (令和 4年 3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H29年度	87	37	14	18	0	1	157
H30年度	81	56	36	29	0	2	204
R元年度	87	58	14	41	0	1	201
R2年度	60	31	3	12	0	0	106
R3年度	130	62	37	37	0	1	267

2.6 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (令和 4年 3月31日現在)

区分	実人員	相談内容 (延)									判定内容 (延)				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	257	0	0	0	0	0	0	264	0	264	7	257	0	0	264
巡回	8	4	0	0	0	0	0	4	0	8	0	4	0	4	8
電話等	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	0	2
合計	267	4	0	0	0	0	0	270	0	274	7	263	0	4	274

- 意見、要望等
該当なし